

官庁施設におけるクールビズ／ウォームビズ空調システム導入ガイドライン

(平成21年版) 【概要】

■目的・概要

官庁施設の省エネルギーを図り、一層の低炭素化を推進することを目的に、クールビズ／ウォームビズに対応した空調システムの導入にかかる技術的事項を定めたものです。

■主な内容

- ・クールビズ／ウォームビズ空調システム導入に係る性能の項目について
- ・クールビズ／ウォームビズ空調システム導入の計画にあたっての検討フロー等について

■主に使用する時期

設計段階、工事段階

■適用方法

<業務委託等を行う際の適用方法>

- ・設計業務、設計意図伝達業務、工事監理業務等の適用基準として、業務委託特記仕様書等に特記します。

<業務実施時の適用方法>

- ・このガイドラインに基づき、クールビズ空調システムに関する設計を行います。
- ・設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等や、工事監理において、このガイドラインを確認します。

■適用に当たっての留意事項 〔【発】発注者、【設】設計者に対する事項〕

- ・このガイドラインによるほか、建築設備計画基準や建築設備設計基準を併せて適用する必要があります。【発】【設】